## 平成 29 年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」 平成 29 年 5 月 17 日(水) 三田共用会議所 大会議室

## ○警察庁長官官房参事官(犯罪被害者等施策担当) 阿波参事官

皆様、こんにちは。警察庁の阿波と申します。私からは、「地方公共団体における被害者支援体制」について、お手元の資料1に基づいて御報告をさせていただきます。

各スライドの右下に小さく番号が振ってありますので、まずそのスライド2を御覧いただきたいと思います。現在、日本の犯罪被害者支援は犯罪被害者等基本法と第3次犯罪被害者等基本計画に基づいて推進されております。その成立・策定の経緯を簡単に記載しており、平成28年4月に、第3次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されまして、現在1年余りが経過したという段階でございます。

次のスライド3では、基本法5条に規定された地方公共団体の責務について記載しております。この規定を踏まえまして、第3次犯罪被害者等基本計画においても、地方公共団体に関連した施策が複数掲げられているところでございます。

これらの施策の進捗状況につきましては、例年皆様の御協力をいただいて調査を行っているところでありまして、今年もお忙しい中御協力をいただきまして、ありがとうございました。今日は、平成29年4月1日現在の最新の調査結果について、第3次犯罪被害者等基本計画における施策の内容と併せて幾つか御紹介させていただきたいと思います。なお、これから御紹介する数値は速報値でありまして、また、犯罪被害者白書の閣議決定後に公表するもので、現時点では公表前のものとなりますのでお取扱いには御留意をお願いできればと思います。

まずスライド4、施策主管課と総合的対応窓口についてです。市町村での施策主管課の確定についての定期的な確認と総合的対応窓口の設置の要請という施策が盛り込まれております。このうち施策主管課につきましては、昨年度以降、市町村含めて100%確定という状況になっております。

次にスライド5が、総合的対応窓口の設置状況についてであります。市区町村では、昨年度から更に 1.9 ポイントアップして 98.6%の市区町村で総合的対応窓口が設置されるに至りました。

そして、スライド6は都道府県別の数字であります。一番濃い青色になっている都府県では、100%の市区町村で総合的対応窓口が設置されたという状況になっております。

次のスライド7が昨年度の調査結果でして、こちらと比較いたしますと、今年度は100%設置の県が3つ増えたという結果が出ております。未設置の市区町村につきましては、引き続き設置に向けた働き掛けをお願いいたします。また、冒頭に審議官からも申し上げましたけれども、設置済みの自治体につきましても、住民の方が総合的対応窓口にたどり着けるように、認知度やアクセスのしやすさを向上させるための取組をお願いできればと思ってお

ります。

続いて、スライド8が条例の制定等の促進についての施策です。第3次基本計画では、条例の制定や計画・指針の策定状況について警察庁から適切に情報的を行うという施策を盛り込んでおります。

次のスライド9が、条例制定の状況についての数字です。この数字には犯罪被害者支援に特化した条例だけではなくて、いわゆる安全・安心まちづくり条例の中に規定を盛り込んでいるものも含まれております。制定率は、都道府県では 59.6%、政令指定都市では 45%、市区町村では 23.8%となっております。当庁では、犯罪被害者等施策情報メールマガジンを発行しておりまして、こちらの「条例の小窓」コーナーにおきまして、都道府県・政令指定都市の犯罪被害者支援特化条例の制定の経緯ですとか、条例の概要について御紹介させていただくとともに、これに加筆した冊子を今年3月に送付させていただいたところであります。こういったものも御活用いただきつつ、条例の制定について御検討をお願いしたいと思います。

続きまして、スライド 10 は見舞金制度等についてです。見舞金制度につきましても、第 3次基本計画においても導入を要請するとされているところであります。

スライド 11 が見舞金制度・貸付金制度の導入状況についての数字です。いずれかが導入されている自治体ということでカウントしております。市区町村において微増しましたが、導入している自治体はまだ少ないというのが実情です。財政的な問題はもちろんあろうかとは思うのですが、見舞金制度を導入している自治体では死亡の場合は 30 万円、全治 1 か月以上の傷害の場合には 10 万円というところが多いということも御参考にしていただきまして、是非導入を検討していただければと考えております。

続きまして、スライド12は中長期的な居住場所の確保についてです。第3次基本計画においても、警察庁において地方公共団体に対する情報提供等を行うこととされております。 スライド13は、公営住宅等への入居に際しての配慮の状況についての調査結果です。こちらも昨年度に比べて若干増加という結果でした。

スライド 14 は、市区町村における配慮の具体的な内容を集計したものでございます。様々な配慮の方法がありますけれども、こちらも地方の地域の実情に応じた形で御配慮をいただければと思っております。

調査結果の御紹介は以上です。これらの調査結果につきましては、閣議決定後に警察庁のホームページ上で公開するとともに、そのうち一部については製本版の「犯罪被害者白書」に掲載しまして、今後、御担当者様宛てに発送させていただく予定です。

最後のスライドでは今年度の警察庁の事業について、スライド 16、17 で記載して御紹介 しておりますので、御参考にしていただければと思います。

私からの報告は以上です。ありがとうございました。